

国「子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)」(4月23日)の開催について ～ 公定価格の仮単価のイメージについて ～

◇ 子ども・子育て会議基準検討部会(第19回)合同会議が4月23日開催されました。当日の傍聴概要についてご参考までご紹介します。

議事内容 (1)公定価格について (2)その他 [<ポイント> □ 公定価格の仮単価のイメージについて審議が行われた。]

※以下敬称略

- ・無藤部会長の進行により、事務局より出席者及び代理出席者について紹介、説明が行われ定足数を満たしている旨報告された。併せて議事進行について説明された。岡田副大臣が同席された。

(1) 公定価格について

- ・事務局より、下記の資料1「公定価格の仮単価のイメージについて」を中心に説明が行われた。

資料1「公定価格の仮単価のイメージについて」(抜 粋)

1. 公定価格の仮単価の位置付けについて

- 公定価格の具体的な内容は、各年度の予算編成過程において財源の確保とセットで検討され、各年度の予算において確定するものである。しかしながら、新制度を円滑に実施するためには、12月の予算編成を待たずできる限り早期に、事業者等に対し、新制度への参入・事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であり、このため、今般、公定価格の「仮単価」を提示することとしている。
- この公定価格の「仮単価」は、税制抜本改革法の定めのとおり消費税率の引上げが行われた場合、平成29年度に消費税増収額が満年度化し、子ども・子育て支援分野に「0.7兆円」程度の財源が確保される予定であることを踏まえ、「0.7兆円の範囲で実施する事項」を基に作成する。
- 一方で、平成27・28年度は、消費税増収額が満年度化する前の年度であり、消費税増収額のうち子ども・子育て支援分野に充てる額は、各年度の予算編成過程を経て確定するものであることから、平成27・28年度の単価は、各年度の予算編成時に確定することとなる(「現行水準」と今般お示しする予定の「仮単価」の間の水準となること想定される)。
- 新制度の国会審議を通じて、子ども・子育て支援の「量的拡充」と「質の改善」を実現するためには1兆円超の財源が必要とされたところであり、政府においては、その確保に最大限努力することとしている。0.7兆円との差の0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程でその確保に取り組むものであり、0.3兆円超の財源の確保がなされた場合には、更なる充実が図られることとなる。

2. 公定価格の仮単価(イメージ)

- 今般提示する予定の公定価格の仮単価は、3月末に提示した公定価格の骨格で示した地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分別、年齢別、保育必要量別等に応じた「基本額」及び「各種加算額」の金額を具体的に記載するものであり、現在、作業中。
- 仮単価の設定は、3月末にマクロベースで整理した「質の改善」項目の内容を上記の「基本額」及び「各種加算額」として機械的に置き換えていくものであり、現在、その設定作業の過程にあるが、今回、いわば中間報告として、その一部をイメージとしてお示しするもの。

【今回お示しする仮単価(イメージ)】

- ・その他の地域(人件費の地域差を反映した加算がない地域)に該当する地域区分
 - ・幼稚園・保育所それぞれの平均的な利用定員に該当する定員区分(下記参照)
 - ・「現行水準ベース(質改善反映前)」
- 及び
- ・「質改善ベース(「0.7兆円の範囲で実施する事項」を反映したもの)」

における
のイメージ

【定員区分】

- ・幼稚園:「76人~90人」(保育所の平均的な規模)、「151人~180人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・保育所:「81人~90人」(保育所の平均的な規模)、「161人~170人」(私立幼稚園の平均的な規模)
- ・認定こども園:以下の2通り
 - ①教育標準時間認定(1号)部分:「76~90人」・保育認定(2号・3号)部分:「81人~90人」
 - ②教育標準時間認定(1号)部分:「151~180人」・保育認定(2号・3号)部分:「161人~170人」
- ・小規模保育事業A型:「13人~19人」

※1 地域区分、利用定員区分、児童の年齢構成や保育必要量の状況、加算項目の実施状況等は各施設によって異なる。

※2 今後精査を行うこととしており、金額は変動する。

(2) 保育所の単価表(イメージ)

【保育所(保育認定(2号・3号))[81~90人まで]現行水準ベース(質改善反映前)】

				基本部分		加算部分1												
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価		処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース)		所長設置加算	処遇改善等加算(仮称)	夜間保育加算								
					(注)	(注)				(注)	処遇改善等加算(仮称)							
その他地域	81人から	2号	4歳以上児	31,750	(37,880)	+	250	(310)	×	加算率	+	8,470	(6,870)	+	20	×	加算率	
			3歳児	37,880	(83,980)	+	310	(740)	×	加算率								
	90人まで	3号	1、2歳児	83,980	(145,320)	+	740	(1,350)	×	加算率	+	6,870		+				
			乳児	145,320		+	1,350		×	加算率								
								4,780	+	40	×	加算率						

主任保育士専任加算	基本額 (243,900+	処遇改善等加算(仮称) 2,430 × 加算率)	※各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
-----------	-------------------	------------------------------	-----------------------------------

加算額2	事務職員雇上費加算	基本額 (45,900+ 処遇改善等加算(仮称) 450×加算率) ÷各月初日の利用子ども数		※各月初日の利用子どもの単価に加算			
	冷暖房費加算(仮称)	1 級 地	1,650	4 級 地	1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1 級地から 4 級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条第 1 号及び第 2 号に掲げる地域 その他地域: 1 級地から 4 級地以外の地域	
		2 級 地	1,480	その他地域			110
		3 級 地	1,460				
	除雪費加算	5,840		※3 月初日の利用子どもの単価に加算			
	降灰除去費加算	144,180÷3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算			
	入所児童処遇特別加算	400 時間以上 800 時間未満	435,000÷3 月初日の利用子ども数		※加算額は、高齢者者等の年間総雇用時間数を基に区分		
800 時間以上 1200 時間未満		726,000÷3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算			
1200 時間以上		1,016,000÷3 月初日の利用子ども数					
施設機能強化推進費加算	150,000(限度額)÷3 月初日の利用子ども数		※3 月初日の利用子どもの単価に加算				

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

※平成26年度保育単価(案)を基に作成

基本分単価は所長未設置単価を計上

所長設置加算は所長設置単価と未設置単価の差額を計上

処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の1%相当分の金額を計上

冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したもの

【保育所(保育認定(2号・3号))[81~90人まで]質改善ベース】

赤字: 質改善事項

				基本部分(※1)		加算部分 1(続く)						
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算(仮称)		所長設置加算 ⑧	処遇改善等加算(仮称) 加算(仮称)	3歳児配置改善加算(仮称) ⑨	処遇改善等加算(仮称)	
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥	保育短時間認定 基本分単価 ⑥	保育標準時間認定 ⑦ (注)	保育短時間認定 ⑦ (注)					
その他 地域	81人 から 90人 まで	2号	4歳以上児	36,680 (42,840)	31,960 (38,120)	290 (350) × 加算率	250 (310) × 加算率	4,780	+	40 × 加算率	(注) 6,160	+(60 × 加算率)
			3歳児	42,840 (89,180)	38,120 (84,460)	350 (780) × 加算率	310 (740) × 加算率				6,160	+ 60 × 加算率
		3号	1、2歳児	89,180 (150,770)	84,460 (146,050)	780 (1390) × 加算率	740 (1350) × 加算率					
			乳児	150,770	146,050	1,390 × 加算率	1,350 × 加算率					

加算部分1 (続き)			
<u>休日保育加算</u> ⑩	処遇改善等加算(仮称)	夜間保育加算 ⑪ (注)	処遇改善等加算(仮称)
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160x 加算率	各月初日の利用子ども数	10,980 (9,340) + 9,340
		+	40 x 加算率 +
		+	減価償却費加算(仮称) ⑫
		+	賃借料加算(仮称) ⑬
		+	A 地域 2,300 B 地域 2,200 C 地域 2,100 D 地域 2,000 ※標準地域単価
		+	a 地域 2,300 b 地域 2,200 c 地域 2,100 d 地域 2,000 ※標準地域単価

加算部分2	<u>主任保育士専任加算(※2)</u> ⑰	基本額 (248,150+) 処遇改善等加算(仮称) 2,480 x 加算率 ※各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
	<u>療育支援加算(仮称)</u> ⑱	A 基本額 (49,870+) 処遇改善等加算(仮称) 490 x 加算率 ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
		B 基本額 (33,250+) 処遇改善等加算(仮称) 330 x 加算率 ※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
	事務職員雇上費加算 ⑲	基本額 (46,100 +) 処遇改善等加算(仮称) 460 x 加算率 ※各月初日の利用子どもの単価に加算 ÷各月初日の利用子ども数
	冷暖房費加算(仮称) ⑳	1 級地 1,650 4 級地 1,150
		2 級地 1,480 その他地域 110
		3 級地 1,460
	除雪費加算 ㉑	5,950 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	降灰除去費加算 ㉒	146,850 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
	入所児童処遇特別加算 ㉓	400 時間以上 800 時間未満 456,000 ÷ 3月初日の利用子ども数
800 時間以上 1200 時間未満 760,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
1200 時間以上 1,065,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
施設機能強化推進費加算 ㉔	150,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
<u>小学校接続加算(仮称)</u> ㉕	96,840 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
<u>栄養管理加算(仮称)</u> ㉖	120,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	
<u>第三者評価受審加算(仮称)</u> ㉗	150,000 ÷ 3月初日の利用子ども数 ※3月初日の利用子どもの単価に加算	

(注)年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(※1) 質の改善事項における研修代替要員費(非常勤年2日分)を含む。

(※2) 質の改善事項における子育て支援活動費を含む。

【こども園(保育認定(2号・3号))[81~90人まで]現行水準ベース(質改善反映前)】

				基本部分	加算部分1				
地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	基本分単価 (注)	処遇改善等加算(仮称) (現行水準ベース) (注)	夜間保育加算 (注)	処遇改善等加算(仮称)		
その他 地域	81人 から	2号	4歳以上児	35,750 (41,880)	+	290 (350) × 加算率	8,470 (6,870)	+	20 × 加算率
			3歳児	41,880 (87,980)	+	350 (780) × 加算率			
	90人 まで	3号	1,2歳児	87,980 (149,320)	+	780 (1,390) × 加算率	6,870		
			乳児	149,320	+	1,390 × 加算率			

加算部分2	冷暖房費加算(仮称)	1級地 650 2級地 1,480 3級地 1,460	4級地 1,150 その他地域 110	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域: 1級地から4級地以外の地域	
	除雪費加算	5,840		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	降灰除去費加算(注2)	72,090 ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算	
	入所児童処遇特別加算	400時間以上 800時間未満	435,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		※加算額は、高齢者等々の年間総雇用時間数を基に区分 ※3月初日の利用子どもの単価に加算
		800時間以上 1200時間未満	726,000 ÷ 3月初日の利用子ども数		
1200時間以上		1,016,000 ÷ 3月初日の利用子ども数			
施設機能強化推進費加算(注2)	75,000(限度額) ÷ 3月初日の利用子ども数		※3月初日の利用子どもの単価に加算		

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(④の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

※平成26年度保育単価(案)を基に作成

基本分単価は所長設置単価を適用し、主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算を加算して計上(加算額は等分(1/2)して計上)

処遇改善等加算は、民間施設給与等改善費の1%相当分の金額を計上(主任保育士専任加算・事務職員雇上費加算に係る部分を含む)

冷暖房費加算は現行の児童用採暖費加算、事務用採暖費加算、寒冷地加算を整理・再編したもの

【認定こども園(保育認定(2号・3号))[81~90人まで]質改善ベース】

赤字:質改善事項

基本部分(※)						加算部分1 (続く)							
地域区分 ①	定員区分 ②	認定区分 ③	年齢区分 ④	保育必要量区分 ⑤		処遇改善等加算(仮称)		副園長・(注2) 教頭設置加算		学級編制(注2) 加配加算(仮称)		3歳児配置改善加算(仮称)	
				保育標準時間認定 基本分単価 ⑥ (注)	保育短時間認定 基本分単価 ⑥ (注)	保育標準時間認定 ⑦ (注)	保育短時間認定 ⑦ (注)	加算	処遇改善等加算(仮称)	加算(仮称)	処遇改善等加算(仮称)	処遇改善等加算(仮称)	処遇改善等加算(仮称)
その他 地域 90人 まで	81人 から	2号	4歳以上児	41,290 [!] (47,470)	36,570 [!] (42,750)	340 [!] (400) [!] × 加算率	290 [!] (350) [!] × 加算率	550	5 × 加算率	2,070	20 × 加算率	注(6,160)	+ (60 × 加算率)
			3歳児	47,450 (93,810)	42,730 (89,090)	400 (830) × 加算率	350 (780) × 加算率						
	1,2歳児	93,790 (155,400)	89,070 (150,680)	830 (1,440) × 加算率	780 (1,390) × 加算率								
		3号	乳児	155,380	150,660	1,440 × 加算率	1,390 × 加算率						

加算部分1 (続き)					調整部分		
休日保育加算 処遇改善等加算(仮称) ⑪		夜間保育加算 処遇改善等加算(仮称) ⑫ (注)		外部監査費加算(注2) ⑬	減価償却費加算(仮称) ⑭	賃借料加算(仮称) ⑮	1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 ⑯
休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 216,500	休日保育の年間延べ利用子ども数 ~209人 2,160 × 加算率	各月初日の利用子ども数	10,980 (9,340) + 9,340	認定こども園全体の利用定員 151人 ~180人 1,470 ※3月分の単価に加算	A地域 2,300 B地域 2,200 C地域 2,100 D地域 2,000 ※標準地域単価	a地域 2,300 b地域 2,200 c地域 1,100 d地域 2,000 ※標準地域単価	4040 + 40 × 加算率

加算部分	療育支援加算(仮称)(注2) ⑳	A	基本額 処遇改善等加算(仮称) (24,930 + 240 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数	※以下の区分に応じて、各月初日の利用子どもの単価に加算 A: 特別児童扶養手当支給対象児童受入施設 B: それ以外の障害児受入施設	
		B	基本額 処遇改善等加算(仮称) (16,620 + 160 × 加算率) ÷ 各月初日の利用子ども数		
2	冷暖房費加算(仮称) ㉑	1級地	1,650	4級地 1,150	※以下の区分に応じて、各月の単価に加算 1級地から4級地: 国家公務員の寒冷地手当に関する法律(昭和24年法律第200号)第1条第1号及び第2号に掲げる地域 その他地域: 1級地から4級地以外の地域
		2級地	1,480	その他地域 110	
		3級地	1,460		
	学校関係者評価		29,710 ÷ 各月初日の利用子ども数	※各月初日の利用子どもの単価に加算	

加算(注2) ㉒		
除雪費加算 ㉓	5,950	※3月初日の利用子どもの単価に加算
降灰除去費加算(注2) ㉔	73,430÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
入所児童処遇特別加算 ㉕	400時間以上 800時間未満	456,000÷3月初日の利用子ども数
	800時間以上 1200時間未満	760,000÷3月初日の利用子ども数
	1200時間以上	1,065,000÷3月初日の利用子ども数
施設機能強化推進費加算(注2) ㉖	75,000(限度額)÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
小学校接続加算(仮称)(注2) ㉗	48,420÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
栄養管理加算(仮称) ㉘	120,000÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算
第三者評価受審加算(仮称)(注2) ㉙	75,000÷3月初日の利用子ども数	※3月初日の利用子どもの単価に加算

(注) 年度の初日の前日における満年齢に応じて月額を調整(㉔の年齢区分を満年齢で区分していることに伴う調整)

(注2) 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じて算定(1号と2・3号にまたがる費用のため、加算額を1号と2・3号で等分して計上していることに伴う調整)

(※) 質の改善事項における**研修代替要員費(非常勤年2日分)**及び**子育て支援活動費**を含む。

当連盟の橘原委員から下記について述べられた。

(橘原委員) 公定価格における人件費について保育士はこれまで勤続7年を前提に算定されていたと思うが、今回の積算について伺いたい。併せて所長、主任保育士、調理師についても伺いたい。また、保育所2、3号認定の減価償却費加算、賃借料加算の地域区分の積算について伺いたい。

〈委員の主な意見概要〉 ※括弧は主なキーワードとして参考付記。

(質疑応答)

- 27、28年度は満年度化する前ということは理解されるが、できるだけ質の高い単価をお願いしたい。認定こども園では幼・保に対してどのように違うのか可能な範囲で明確にして頂きたい。
- 公定価格の仮単価を踏まえて引き続き幼・保の移行作業が円滑に進むようにご配慮願いたい。
- 賃借料加算が、減価償却費加算と機械的に揃えられているのは、現実にそぐわないのではないかと。今回出された単価は、財務省基準の、更地から鉄筋コンクリート住宅を47年の耐用年数に渡って減価償却させるという方式で算定されている。しかし、国土交通省が2002年に作成した報告書によると、マンションの平均寿命は46年であり、マンション等、賃借住宅物件を47年間に渡って賃借し続けるというのは通常考えられない。これは、新築から取り壊される期間なので、全ての小規模保育所にとって少なくとも市場地価の半額程度がカバーされる常識的な加算基準にして頂けることを強く要望したい。
- 保育所の単価表のイメージについて、とくに私立についてほとんど所長は設置されている状況を考慮して頂きたい。減算についても示して頂きたい。幼稚園の1号認定と保育所の2、3号認定と認定こども園の1、2、3号認定との関係について説明を補足して頂きたい。

- 認定こども園の単価は4類型同様なのか否か。1号認定こどもの利用定員を設定しない場合、それぞれの額に「2」を乗じた算定の考え方について伺いたい。
 - 認定こども園は4類型ある中で、しっかりした方向性が見えるモデルを提示して頂きたい。
 - 定員区分について人口減少地域を考えた際にさらに細かい設定は考えられないか。学級編成加算について伺いたい。施設整備費については現状の幼・保の整備費を踏襲するのか。退職金について、また各号の算定式について明示頂きたい。
 - 幼稚園は従来から事業を展開する際は自己責任で取り組んできた。資料2「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」の発出は評価したいが、ほとんどの幼稚園では未だこうした通知を認識できていない現状。差し当たり低所得者を中心に幼児教育の無償化をお願いしたい。
 - 研修費について、基本部分に織り込まれているが、それでは取り組まない事業者も想定されるので必要経費分として加算にして頂きたい。退職金共済について社会福祉法人とそれ以外の主体を分けられていることは差別でありご意見を伺いたい。
 - 利用者の視点からはやはり保育料負担の割合が課題であり、その点もシミュレーションでお示し頂きたい。
- (事務局説明概要) 政省令の進め方が遅れていることは申し訳ない。先般の自治体向け説明会では事業者向け Q&A を提示させて頂いており、わかりやすい資料化を進めていきたい。
- ・ 保育士の人件費における経験年数については、いまは明確なものはわからないので後日お伝えしたい。「A、B、C」については施設整備費の建設コストを積算する区分による。賃借料については地域の相場を反映する「a、b、c」の考え方。
 - ・ 認定こども園の単価表の人件費について幼稚園教諭と保育所保育士の人件費を提示しているが、認定こども園についてもこれらにより積算している。
 - ・ 処遇改善については、一法人で他施設を運営している際等、施設により異なる場合に低い方に合わせる傾向があることを踏まえ、全体の施設を平均化して法人で取り組む場合は、その旨申請して頂いて対応できるようにしていきたいと考えている。
 - ・ 賃借料加算、減価償却費加算は同様の考え方で検討しているが様々なあり方で検討していきたい。
 - ・ 調整については、例えばどのようなケースがあるかという際に、分園、常態的に土曜日を閉園する場合、定員を恒常的に超過する場合等を想定している。
 - ・ 認定こども園の類型については、基本的には今回は4類型に共通したものを提示しているが、参酌基準の中で、国より緩い基準を設けている際は調整をさせて頂きたい。
 - ・ 認定こども園1号認定の定員区分を設けない場合は、半分ずつに積んでいるものについては、2、3号認定のみの場合はそれぞれに2を乗じる考え方。
 - ・ 認定こども園は幼稚園と同様に事務職員が一人と非常勤二日分という考え方。
 - ・ 定員区分についてきめ細かい区分については認定こども園施設全体では20人という整理の中で、仮に定員5人とした際に家庭的保育との関係等を含めて今後精査が必要。
 - ・ 施設整備費は現在安心こども基金で行っているものについて今後概算要求に向けて積算していきたい。
 - ・ 公定価格の中では幼、保とのバランスを考えると「基本指針からの考え方」の中で、認定こども園については、1号、2、3号認定の合算としていく中でもう少しわかりやすいモデルを提示していく必要があると考える。
 - ・ 研修費の取扱いについては、代替職員の充実については質の向上に向け基本額に算定するものとした考え方にそったもの。それにより柔軟な運用ができるのではないかと。
 - ・ 退職者共済については、小規模の社会福祉法人についても対応できるもの。各法人、営利法人についての共済が存在する。
 - ・ 新制度では確認見なしという考え方であり、新制度に移行する際は個人立は見なしで移行できるが、30年度以降については、個人立は、個人立としては入って来られない。
 - ・ 利用者負担の考え方は今回の試算に併せて考えていくものではないことについては申し述べていきたい。
 - ・ 単価の試算シミュレーションができるソフト等について、今後検討したい。

(2)その他

事務局より資料2「私立幼稚園の子ども・子育て支援新制度への円滑な移行等について」資料3「次世代育成支援対策推進法の改正等について」資料4-1「地方版子ども・子育て会議の設置状況について」資料4-2「ニーズ調査の実施状況について」資料5「OECD加盟国の就学前教育・保育の状況」について説明が行われた。

次回日程について会議については、5月26日(月)第15回子ども・子育て会議、第20回子ども・子育て会議基準検討部会合同会議13時半～16時半 予定であることが説明された。

以上

※ なお下記の内閣府サイトより資料の入手及び動画を視聴することができます。

内閣府 > 少子化対策トップ > 子ども・子育て支援新制度について > 子ども・子育て会議 http://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/kodomo_kosodate/index.html

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAX を停止しメール送信に切り替えます。FAX : 03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp